

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations 2017.4.1 No.12



雪の中で寒締めを繰り返し育つフクタチ



明野さんとハウスの中で育ったほうれん草

早春のハウスの中から緑濃いフクタチと ほうれん草が出荷されています。

大曲地域の角間川地区で、若手就農者である明野悠樹さん(26歳)の60坪・5棟のビニールハウス内では、フクタチ・ほうれん草の収穫最盛期を迎え、奥さんの協力を貰いながら、地域のスーパーマーケットへ新鮮野菜を出荷しています。

フクタチは、とう立ちして花芽を作った白菜で、普通の白菜に比べてとても甘味が増しています。店頭で見掛けましたら、是非一度買って食べてみてください。きっと、気に入ってもらえると思います。

収穫終了後は夏トマト栽培の準備をするそうです。頑張ってください。応援しています。

広報副委員長 松本久明(大曲地域)

「農業委員の活動」

遊休農地の再生利用

太田地域では、遊休農地（耕作放棄地）となっていた農地（46a）を、農業委員の長澤信徳さん（65歳）が、国・市の遊休農地活用支援事業を活用し再生に取り組みました。

作業は太田地域の農業委員の

皆さんからも、草刈りや作業機械の貸し出し、オペレーター等の協力を得ながら進められました。当該地には灌木や雑草が繁殖しており、比較的少ない場所は草刈機で作業しましたが、幹の直径が10cmもある灌木の除去

には農業機械を使用、まさに「粉碎」していきました。また、根が予想以上に深く残っていたため、こちらは重機での掘り起こし作業を行いました。最後にトラクターで耕起を行い、約1ヶ月続いた作業は、一応、完了となりました。

しかし、再生作業はこれで終わりではありません。平成29年度に、長澤委員は当該地で大豆の栽培を予定しています。当初

は通常の農地と違い、何かと大変だと思いますが、農地として最も重要である「作物を継続して作付けすることが可能な土地」に戻すため、頑張っていたきたいと思います。

広報委員長 小松 一 男

（太田地域）



施工前の状況と草刈り作業



抜根と重機



施工後

管内農業者等のご紹介



桜食品で漬け込みの済んだいぶり大根

協和地域の東部に位置する稲沢地区は、3集落160戸あまりで構成されており、標高100メートルを越す中山間地です。ここに、農業の複合経営にいぶり大根漬け製造を取り入れて頑張っている農業法人があります。



桜食品の製品

60万本の加工販売を手掛けています。従業員は、社員4名に臨時雇用者が17名と地域に雇用現場を提供しています。原材料の大根は、県内の生産者との契約栽培で賄っており、冬季は漬け込んだ時期に応じた桶出しを4〜5日おきに12tずつパック詰めを行っています。出荷は3月末までかかるとのことです。



おぼこ食品でのパッケージング

農事組合法人おぼこ食品の代表鈴木辰美さんは、水稲740aの他に枝豆400aの栽培、いぶり漬け用の大根1200a、約30万本の生産と加工販売を行っています。従業員は社員5名に臨時雇用者18名と、こちらで雇用の場を創出し、地域貢献をしています。また、同業者11名による「秋田いぶりがっこ協同組合」を立ち上げ、秋田県に生産者協議会を設置し、「秋田いぶりがっこ」を統一ブランドとして農水省の地理的表示保護（GI）の認定を受けようと頑張っています。



おぼこ食品の製品

奥州食品の代表鈴木憲康さんがおり、3者を合わせると年間3億円を越す売り上げがあります。3人は昭和59年から地区内より原料の供給を受け共同販売を10年位続け、その後それぞれが独立し相互に切磋琢磨し今日に至っています。6次産業化の牽引役として改めて「頑張れ、いぶりがっこ」とエールを送りたいと思います。

広報委員 茂 木 靖 雄

(協和地域)

平成29年度から遊休農地の課税が強化されます。

農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、遊休農地を保有している場合、固定資産税の課税強化の対象になります。

① 対象となる遊休農地

農地法に基づき、農業委員会が、農地所有者に対し、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地が対象です。

この協議勧告が行われるのは、機構への貸付けの意思を表明せず、自ら耕作の再開も行わないなど、遊休農地を放置している場合に限定されます。

※ 協議勧告が行われる前に実施される利用意向調査において、所有者が機構への貸付けの意思を表明した場合には、機構側の事情で貸付けが行われていなくても、勧告が行われることはありません。

※※ また、既に森林の様相を呈しているなど、農地として再生不可能であるとして、農業委員会が非農地と判断した場合にも、勧告が行われることはありません。

※※※ 勧告を行った後、以下のいずれかに該当することとなった場合は勧告が撤回され、翌年度以降の固定資産税の課税強化は撤回されます。

a) 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合

b) 農地中間管理機構との借入協議の結果、当該農地を農地中間管理機構が借入れた場合

c) 裁定により農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した場合。

② 課税強化の手法

通常の農地の固定資産税の評価額は、売買価格×0.55(限界収益率)となっているところ、遊休農地については0.55を乗じないこととする(結果的に1.8倍になる)。

③ 実施時期

平成29年度から実施されます。具体的には、毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、初年度については、平成29年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることとなります。

つきましては、遊休農地をなくし、農地の適正な管理を行なってください。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可 (農地法第3条)	毎月 20日頃	総会終了後1週間以内
農地転用の許可 (農地法第4・5条)		総会終了後1週間以内 もしくは翌月30日前後
農用地利用集積計画に 関する申請		告示日(毎月10日以降) 後1週間以内
買受適格証明申請		総会終了後 1~2日後

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

許可申請の締切日等



農地のことは、地域の農業委員にご相談ください

地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名	地域	氏名
大曲	松本久明	神岡	石山礼蔵	中仙	伊藤俊雄	南外	伊藤又工門
大曲	渡邊敏雄	神岡	渡部忠行	中仙	佐藤誠悦	仙北	小松伸一
大曲	河越昭夫	神岡	黒川雄一	中仙	細谷精悦	仙北	高橋鶴松
大曲	石橋まゆみ	神岡	齊藤亘	協和	鈴木正雄	仙北	小松強
大曲	小松憲司	西仙北	菅原廣太郎	協和	加藤孝悦	仙北	齋藤久人
大曲	井上時雄	西仙北	田口繁	協和	加藤末道	太田	高橋剛
大曲	三浦功	西仙北	佐々木忠永	協和	茂木靖雄	太田	長澤信徳
大曲	小松亥佐夫	中仙	田村誠市	協和	加藤久孝	太田	泉芳博
大曲	佐藤昇	中仙	岩田長市	南外	佐藤吉男	太田	小松一男
大曲	伊藤隆康	中仙	信田浩則	南外	伊藤正照		
大曲	高橋勝範	中仙	鈴木清敏	南外	今野純子		
大曲	判田勝補	中仙	高橋章夫	南外	佐々木茂治		

(H26.7.31～、敬称略・順不同)

農地の固定資産税の軽減について

農地中間管理機構に農地を貸付けた場合、課税軽減の対象になります。

① 対象者

所有する全農地(10a未満の自作地を残した全農地)を、新たに、まとめて、農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者。

② 課税軽減の手法

- a) 15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間
- b) 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間

③ 実施時期

平成28年度から実施。
具体的には、例えば、

平成28年4月1日から、固定資産税の賦課期日である平成29年1月1日までに機構に貸し付けた場合には、平成29年度に納付する固定資産税より適用

されることとなります。

特例の適用期間は、2年間(2年ごとに延長の議論を行なう)。

※軽減対象となるには、上記の他にいくつかの条件(農業振興地域の区域内の農地であることなど)がありますので、ご注意願います。



農業者年金受給者の方へ 現況届は忘れずに提出を!

—— 現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。 ——

- 農業者年金の経営移譲年金や特例付加年金・農業者老齢年金を受給されている方は、現況届をあなたの住所地の市役所・支所にある農業委員会事務局・分室に必ず提出してください。
- 現況届が届く時期**は：現況届の用紙は農業者年金基金から5月末頃に直接受給権者ご本人あてに送付されます。
- 現況届の提出時期**は：現況届は、受給権者ご本人が、記入・署名して**6月30日までに**農業委員会に提出してください。
- 現況届の提出を忘れると**：現況届の提出がない時は、11月の支払いから現況届が提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

※経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については、昨年度から現況届の様式が変わっています。6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください。



経営とくらしに役立つ
情報をお届けします!

農家のための情報誌
『**全国農業新聞**』

◆発行日 週一回(金曜日)
◆発行元 全国農業会議所
◆購読料 月700円
[送料税込み]

○購読料のお支払いは、JAの口座引落しが便利です。
○お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

農業委員会へのお問い合わせは

事務局(神岡支所内)	0187-72-4611(直通)
大曲分室	0187-63-1111(代表)
西仙北分室	0187-75-2966(直通)
中仙分室	0187-56-2325(直通)
協和分室	018-892-3694(直通)
南外分室	0187-74-3001(直通)
仙北分室	0187-63-3003(代表)
太田分室	0187-88-1115(直通)

平成29年度大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、平成29年度の農作業標準賃金及び料金表について、次のとおり決めました。

この表は、標準額ですので圃場状態や作業の難易度により当事者間で協議の上、決定する目安としてご活用ください。(消費税込み金額は、8%消費税が加算されています。)

区 分			単 位	消費税抜き 金額 (円)	消費税込み 金額 (円)	備 考	
トラクター	耕 起	整 理 田	10a	5,143	5,554	・細粒耕起作業の場合は別途協議願います。	
		未 整 理 田		5,620	6,069		
		畑		5,620	6,069		
	代 か き	整 理 田	10a	5,524	5,965		
		未 整 理 田		5,810	6,274		
	田 植 機	田 植	整 理 田	10a	4,858		5,246
未 整 理 田			5,429		5,863		
側条施肥田植		整 理 田	10a	5,524	5,965		
		未 整 理 田		6,096	6,583		
直 播		—	10a	4,630	5,000	・田植（直播）のみ	
苗 代 育 苗		緑 化 苗	1箱	486	524	・農薬代は別とします。	
	硬 化 苗			629	679		
苗 運 搬			1箱	29	31		
畦 畔 つ き			片面1m	31	33		
コンバイン	刈 取	整 理 田	10a	14,381	15,531	・すみ刈りは含みません。	
		未 整 理 田		15,334	16,560		
	一 貫 作 業	整 理 田	10a	25,524	27,565	・一貫作業は刈取から調整までとします。	
		未 整 理 田		27,429	29,623		
粃 運 搬			10a	1,429	1,543		
粃 乾 燥			60kg	924	997		
粃 摺 り 調 整			60kg	429	463		
精 米			60kg	572	617		
オ ペ レ ー タ ー			1時間	1,239	1,338		
地 上 防 除			10a(1回)	953	1,029	・農薬代は別途料金とします。	
一 般 作 業			1日	6,500円		・作業時間は8時間とし賄いはなしとします	

※未整理田とは、概ね30a未満の圃場をいいます。

大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における平成28年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化法により締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、次のとおりです。

圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、貸し手、借り手の当事者間で協議の上、賃借料を決定する目安としてご活用下さい。

※この情報は、1年間の平均を出したものです。(ただし特殊事例は除いています。)

※農地中間管理機構を通じた案件も含まれています。

大仙市東部地区

■田(水稻)の部

(10a当たり:円)

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数
大曲地域	圃場整備内	14,400	20,000	5,000	732
	圃場整備外	11,800	20,000	5,000	948
中仙地域	圃場整備内	16,200	25,000	5,000	761
	圃場整備外	13,700	25,000	5,000	392
仙北地域	圃場整備内	16,200	25,000	10,000	604
	圃場整備外	14,300	22,000	5,000	428
太田地域	圃場整備内	16,200	21,000	5,000	308
	圃場整備外	13,600	20,000	5,000	1,001
(参考)大仙市 東部地区平均	圃場整備内	15,700			2,405
	圃場整備外	13,200			2,769

大仙市西部地区

■田(水稻)の部

(10a当たり:円)

地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数
神岡地域	全 域	11,600	18,000	3,000	1,033
西仙北地域	刈和野	8,900	12,000	8,000	15
	土 川	9,400	15,000	3,000	249
	大沢郷	8,100	16,500	3,000	560
	強 首	11,500	20,000	3,000	474
協和地域	荒 川	9,900	13,000	5,000	57
	峰吉川	7,400	11,000	5,000	60
	船 岡	9,000	15,000	5,000	111
	淀 川	10,300	12,000	5,000	866
南外地域	南檜岡	9,900	16,000	5,000	270
	外小友	9,600	14,000	5,000	309
(参考)大仙市西部地区平均		10,200			4,004
地 域 名		平均額	最高額	最低額	データ数
(参考)大仙市平均		13,300			9,178

※1 畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記しません。

※2 (参考)の平均額は、データ数による加重平均の値です。

※3 西部地区は圃場整備の区分は設けていません。

※4 データ数とは、集計に用いた筆数です。



とても有利な農業者年金制度8つのポイントと魅力

- ① **農地の権利名義に関わりなく加入できる**
 - 加入資格は60歳未満、年間60日以上農業に従事、国民年金の第1号被保険者
- ② **少子高齢化社会に強い積み立て方式・確定拠出型**
 - 将来の自分の年金の原資は自分で保険料を積み立てて準備するため、加入者・受給者数に左右されない安定した財政方式になっています。
- ③ **保険料は経営・家計状況により自由に設定**
 - 月額2万円～6万7千円の間で千円単位で設定し、途中で増減も可能です。
 - 加入脱退は自由。途中脱退した場合には、加入者が支払った保険料と運用益は将来、年金として受給します。
- ④ **終身年金で80歳までの保証付き**
 - 原則65歳から生涯、年金を受給。仮に80歳前に亡くなっても、80歳までに受け取れるはずであった年金の現在価値相当額が、「死亡一時金」として遺族に支給
- ⑤ **支払保険料の全額社会保険料控除で節税**
 - 所得税・住民税が節税となる他、農業者年金基金が運用して得られる運用益も非課税
- ⑥ **保険料の国庫補助(政策支援)**
 - 認定農業者または認定新規就農者で青色申告者、それらの者と家族経営協定を結んでいる配偶者や後継者など一定の要件を満たす者が対象です。
 - 保険料の国庫補助額と運用益による年金(特例付加年金)の受給には「経営継承」が必要です。
 - 政策支援加入者の保険料は月額2万円に固定
- ⑦ **安全重視の効率的な運用(手数料なし)**
 - 保険料は年金原資として積み立てられ、制度の運営経費は基本的に国庫が負担します。
 - 平成14年度～25年度の年平均運用利回りは2.53%でした。
- ⑧ **1人ごとの積立口座でガラス張り**
 - 毎年6月末、「付加通知」により自分の年金資産の積立・運用状況を確認

発行／大仙市農業委員会
〒019-11701
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3

編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
印刷／有佐藤印刷所



広報委員会の方々

委員長
小松 一男(太 田)
副委員長
松本 久明(大 曲)

菅原廣太郎(西仙北)
田口 繁(西仙北)
今野 純子(南 外)
鈴木 清敏(中 仙)
齊藤 巨(神 岡)
齋藤 久人(仙 北)
茂木 靖雄(協 和)
細谷 精悦(中 仙)

編集後記

60年ぶりの大改革となった「農業委員会等に関する法律」の一部改正により、農業委員の選出方法がこれまでの「選挙制」と「選任制」の併用から議会の同意を要件とする、市町村長の「任命制」へ変更されました。又、農地利用最適化推進委員が新たに設置されることとなり、現 広報専門委員では本号が最後の農業委員会だよりになります。

これまで本来の委員活動のかたわら、広報委員10名と事務局職員で作成・編集してきました。

「地域の農業・農政の情報誌」として次の広報専門委員に期待します。

広報専門委員長 小松 一男
(太田地域)

